
令和8年 第2回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和8年6月18日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和8年6月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1 番 渡辺 彬君	2 番 津田 貴之君
3 番 生野 友子君	4 番 小山 和義君
5 番 高田 龍也君	6 番 坂本 光広君
7 番 吉村 益則君	8 番 田中 廣幸君
9 番 加藤 裕三君	10 番 加藤 幸雄君
11 番 鷺野 弘一君	12 番 甲斐 裕一君
13 番 長谷川建策君	14 番 佐藤 郁夫君
15 番 渕野けさ子君	16 番 佐藤 人己君
17 番 平松恵美男君	18 番 佐藤 孝昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 安部 正徳君	書記 中島 進君
書記 姫野さおり君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 相馬 尊重君 副市長 古長 誠之君

教育長	橋本 洋一君	総務課長	佐藤 重喜君
財政課長	伊藤 学君		
総合政策課長兼地方創生推進室長			米津 康広君
防災危機管理課長	工藤 秀紀君	会計管理者	田代 由理君
建設課長	衛藤 武君	都市景観推進課長	松本 知行君
農政課長	平山 浩二君	水道課長	工藤 拓史君
商工観光課長	小俣 功君	環境課長心得	在津 典良君
福祉事務所長兼福祉課長			吉野眞由美君
子育て支援課長	松本 英美君		
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 雄三君
湯布院振興局長兼地域振興課長			一野 英実君
教育次長兼教育総務課長			大塚 守君
社会教育課長	吉倉 芳恵君	消防長	赤木 知人君

午前10時00分開議

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。

議員及び市長をはじめ、執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は18名全員です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、タブレット掲載の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（佐藤 孝昭君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。答弁者、質問者とも簡潔に、また節度ある発言をお願い申し上げます。

それでは、通告制となっておりますので、順次、質問を許可いたします。

まず、4番、小山和義議員の質問を許します。小山和義議員。

○議員（4番 小山 和義君） 皆さん、おはようございます。

佐藤孝昭議長の許可を頂き、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

その前に、昨日質問された田中議員の言われてたPTAの再興をぜひお願いしたいなと思うし、

地区PTAの話が出ましたが、やっぱりあれが地区との接点の最初の部分かなという気もしています、今思うと。なので、ぜひしていただきたいと思うのと、あと生野友子議員が触れてました青切符制度の導入で、道路交通法も変わりまして、追い抜くときに減速するか、もしくは一定の距離を空けないといけないということで、大体中心部は中央線が黄色なのではみ出し禁止なんです。ということは、原則的に自転車を抜けないという法改正になってますので、皆さん気をつけられてくださいということです。

では、早速一般質問に入らせていただきます。

3項目掲げています。

1番、挾間町と湯布院町にできた児童クラブについて。

①児童クラブの満足度を聞きますと、挾間町の児童クラブは使用者の意見が十分に酌み上げられて大変満足のいく施設になっていると聞きます。一方、湯布院の児童クラブは完成に至るまでほぼ意見を述べる機会がなく、おしゃれだけど使いにくい施設になっていると不満を聞いています。この声は、行政のほうにも届いていますか。

②挾間町の児童クラブは、地元の業者に委託され、湯布院町の児童クラブはプロポーザルで設計・建設されたと聞きますが、その経緯を聞かせてください。特に、プロポーザルになった経緯とその結果についてどのように受け止めているか教えてください。

③また、児童クラブは生徒全員が参加していません。参加できない子どもたちもいます。公平性の観点から、その家庭に何か支援を望めば対策をする考えはありますか。

大きく2番、農業政策について。

イラン戦争により、種々の原材料が入手困難な状況下にあります。農業の肥料も例外ではなく、この春の肥料は確保されていますが、秋からの分が値段も在庫も未定の状況です。国・県も有機農業に前向きな姿勢ですが、由布市としては有機農業に対してどのような立ち位置、取組を考えていますか、教えてください。

大きく3番、地域公共交通について。

①由布市内には交通空白地帯がないとのことですが、交通空白地帯の定義とその根拠について教えてください。

②塚原地区において、コミュニティバスに乗れないほどの人が待っていたと聞きます。細かいニーズの把握は難しいと思いますが、より有効にバスの運行をするための取組はどこに重点を置いていますか、教えてください。

③番、以前は塚原経由の湯布院行き・別府行きのバスがありました。現在旅館業者も塚原地区増えており、ニーズがあると思いますが、再度地域から運行のお願いの申入れの検討などお願いできないでしょうか。

以上、3点につき、よろしくお願いします。再質問はこの場においてさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、4番、小山和義議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、地域公共交通についてお答えをいたします。

まず、交通空白地域とは、鉄道やバス、タクシーなどの公共交通機関による移動手段の確保が難しい地域としており、国としても厳密な定義はありませんが、自治体ごとに設定するのが一般的なものとなっております。

次に、塚原地区においてコミュニティバスに乗れないほどの人が待っているとのことですが、現在そのような状況は把握しておりません。また、そのような状況があればタクシー事業者から連絡があることになっております。

また、コミュニティバスの運行に対する要望については、自治区からの要望を行ってもらうように4月に開催された自治委員会で説明をいたしております。また、収支率の低い地域についてはデマンドタクシーへ運行形態を見直すなどの対策を取っているところです。

最後に、塚原経由の路線バスの運行についてですが、地元からの要望もございまして、亀の井バスに申入れを行いました。回答としては、現段階では難しいという返答を頂いているところです。

以上で、私からの答弁を終わります。他の御質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松本 英美君） 子育て支援課長です。挾間町と湯布院町にできた児童クラブについての御質問にお答えいたします。

まず、新しくできた湯布院の児童クラブについての不満の声が行政に届いているかについてでございますが、湯布院児童クラブの建設協議については、建設前の令和5年度から行っております。クラブ代表者、支援員の方々、関係業者、市の関係各課を交え、複数回の協議の場を重ねております。その後、開所後に活動をする空間として使いづらいという御意見を頂いているところでございます。

この御意見に関しまして、現在支援員の方々と一緒に現場の確認を行い、実態を把握しながら対応しているところでございます。

今後も引き続き、支援員の方々、保護者の皆様、子どもたちの声をしっかりと受け止め、子どもたちに喜ばれ、地域に長く愛される児童クラブになるよう努めてまいります。

次に、児童クラブに参加していない子どもたちの支援についての御質問ですが、児童クラブは、

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全な育成を図るものであり、各家庭の状況に応じて参加していると認識しています。

児童クラブに参加していない、参加できない子どもたちに対しての支援につきましては、全ての児童が対象になりますが、学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室がございいます。

由布市としまして、放課後対策の在り方については由布市子ども未来計画にありますように、全ての子どもたちを対象とすることを基本に考え、児童クラブ、放課後子ども教室と一体的に実施できる環境整備の検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。御質問のプロポーザル方式を採用した経緯についてですが、市長の諮問機関であります旧湯布院公民館跡地利用検討委員会から令和4年3月に答申を頂いております。この答申を踏まえ、市では旧湯布院公民館跡地整備の基本的な考え方として、1、地域の中で子どもが安心安全にすくすく育つ環境づくり、2、まちづくりの理念を継承し、由布院地域の玄関口としてふさわしい空間の実現、3、跡地周辺が抱える地域課題を解決する空間の3点を掲げました。

特に、当該跡地は由布院駅やバスセンターに隣接する交通の結節点であり、多くの住民や観光客が利用する地域の中心部であり、また小学校にも隣接しています。そのため、交通混雑などの課題解決と周辺の安心安全の確保を図ることや、児童クラブ、バスセンター、緑地を限られた敷地の中で効果的に配置し、先ほど説明しました3つの課題を一体的に解決することが求められたというところです。

こうしたことから、単に価格を争う競争入札方式ではなく、事業者の提案力、企画力、事業の実績などを総合的に評価し、本市が目指すまちづくりを実現できる事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用したところであります。

次に、その結果についてですが、選定された事業とは丁寧な協議を重ねながら事業を進めております。専門的な知識や経験を生かした設計提案を頂いているものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。由布市として、有機農業に対する立ち位置と取組についての御質問ですが、初めに立ち位置についてでございます。

昨今の中東情勢や円安に伴う肥料価格の高騰を受け、化学肥料に依存しない有機農業は環境保全のみならず、農業経営の安定化や持続可能性を高める上でも極めて重要な役割を担っていると認識しております。

本市における循環型農業の基本方針といたしましては、平成31年に策定した由布市農村振興

基本計画の中で、環境保全型農業の推進を掲げております。具体的な施策といたしましては、環境保全型農業直接支払交付金事業により化学肥料や農薬を削減する取組への支援を行っており、令和7年度は12戸の農家、31.36ヘクタールの農地で実践をいただいているところでございます。さらに、肥料コストの削減に向け、畜産農家の堆肥を地域の耕種農家の圃場に還元する耕畜連携の推進にも取り組んでおります。

今後の取組につきましては、国のみどりの食料システム戦略や大分県の第3次大分県有機農業推進計画との整合を図りながら、国や県と緊密に連携してまいります。これらを通じて、環境保全型農業への転換を志す農業者への支援を継続し、本市農業の持続可能な発展に努めてまいります。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

では、順番に1番からいきたいと思います。

現状をいろいろ対処していただいているということで、大変ありがとうございます。こうなった経緯はやっぱり大事だなと。同じことがもう1回繰り返されないようにするためには、このプロポーザル形式というのはどういうものなのかを少しはつきりさせたいなというふうに思っています。先ほど答弁にもありましたように、価格を叩くのではなく、限られた予算の中でよりよい提案を出してもらうということで、先ほど3項目について課題があったと聞いたんですが、ちょっともう一度3項目いいですか、教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。お答えいたします。

1点目が、地域の中で子どもが安心安全にすくすく育つ環境づくり、2点目が、まちづくりの理念を継承し、由布院地域の玄関口としてふさわしい空間の実現、3点目が、跡地の周辺が抱える地域課題を解決する空間の3点でございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。

1番に掲げている子どもたちが安心安全でということなんです、このプロポーザルの評価委員の中に子育て支援課が入ってなかったと聞いてますが、1番に掲げているのに一番重要であると思われることの課が評価の中に入っていなかった経緯について教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

プロポーザルの利用の検討委員会の段階では児童クラブの方は入っております。プレゼン等をする公開プレゼンテーションの審査員には学識経験者の方を主にお頼みして、その方たちに設計

等の専門知識を持った方、それと子育ての関係は大きくPTAの関係の方を選定した結果で、今回は児童クラブの方は入っていなかったという結果となってしまいました。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ということは、検討委員会で十分検討された内容が評価委員のほうにしっかりと伝わっていなかったということになるんですかね。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 検討委員会の中で児童クラブの設計を行うということは伝わっておりますので、その中で学識経験者の方、設計の専門の方、そして保護者の代表の方に伝わって、その中でプレゼンを受けて審査をしたという過程を踏んでおります。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 間接的に聞いてますんでちょっと定かではないのですが、そのプレゼンの時に、どちらかというと子どもたちが観光客と交わるというか触れ合うというような空間を考えておられた業者が落札したということなんですけど、さっき言われた安心安全という観点からすると、学校教育の中ではちょっとあり得ないことかなと思っていますが、そこら辺について徹底ができていなかったのか。そこら辺の学校教育の理念とは離れているんじゃないかなと思うんですが、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

プロポーザルのプレゼンテーションはイコール設計という形ではございません。あくまでその業者の技術力、これまでの実績等を詰め込んだプレゼンを行っております。

ですので、その段階でなかったものは、次にもし選ばれた業者が契約をしてその協議の中で安心安全またはその業者が最初に触れ合いのコンセプトを持ってても、児童クラブの方と話してそれはよろしくない、もっと子どもたち中心の児童クラブというような意見があれば、今回も造成で土地をかさ上げしてバス、観光客の方から見えないような設計に至っておりますので、そのときのプレゼンがイコールではないというところは御了承していただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 了解しました。ということは、最終的に使用者である方々の意見が通っていなかったというのは、その後プロポーザルを通った後、建築に係る段階での交渉が不十分だったということでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

今、議員御質問いただいたのとちょっと逆になるんですけども、プロポーザル方式であると逆に変更がしやすい。協議の中で決めていきますので、そうした柔軟な設計が本当はプロポーザルの中ではできていきます。通常は、詳細設計といって最初にかちつとした設計をして価格競争でいくとほとんど大きな変更はできないんですけども、プロポーザル方式のいいところはそういったところを直に聞きながら時間をかけて設計ができるという利点は本当は持っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） では、その利点あまり生かされなかったという結果になるんですかね。望んでいるものができていないという現状からすると。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

その件について、非常に私のほうから申し上げるのが、なぜこういった声が出たのかというのは非常に悲しいと同時に、なぜこうなったかというのは今ちょっと分析できないところがあるんですけども、私ども地域振興課はプロポーザルの事務の総括をしております。主に造成、あとバスセンターの建設に深く関わっております。ただ、ちょっと児童クラブのほうに私どもがあまり入ってないので、その辺はちょっと分からないところがある現状です。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ちょっと聞き忘れたんですけど、このプロポーザルは一般公募だったんですか。それとも指名公募、指名したんでしょうか、業者を。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

広く公募する形で、ホームページで周知をさせていただいております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） 設計が全く決まっていなくていろいろと変更ができるという話ですが、ということはプレゼンの前段階といいますか、公募するときの要件の設定から、多分湯布院でもしそういう、それも駅前の一等地に建てる建物について一般公募したということは、相当たくさんの業者が申し込まれたんじゃないかなと思うんですけど、その対応ってすごく大変だと思うんですね。

その選定するのも大変だろうし、なおかつその後プレゼンする場所の準備から評価委員から検討委員会から。そこら辺は、受けるためにこの建設するための市の中で検討委員会というか、チームというのは作られたんですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 当初は、庁内のP Tという形で話はしております。ただ、プロポーザルの実質的な事務になったときは湯布院地域振興課が担当いたして、入札に比べてやはり事務期間は長くなっておりまして、1年近く事務に携わっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 事務負担が1年もかかったってすごい大変なことだと思うんですけど、それは担当の職員1人でやられたのか。それとも、何人かで検討委員会というか対策チームを作ってやられたのかをちょっとお聞きします。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

当時の資料を見返すと、1人の担当者が進行から募集要項等、責任を持って業務に当たっているところが調査で分かりました。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） かなり大きな事業だと思うんですね。それに対して、やはり担当1人に任せるとするのはちょっといかがなものかなと思います。する仕事ってたくさんあると思いますんで、やっぱりぜひそういう検討するチームというか何人か複数人で関わるべきだったと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 議員御指摘のとおり、莫大な事務量があります。また、今回課をまたいだプロポーザルの組立て、また運輸業者との内容の調整もありますので、こういったときはかなり課でプロジェクトチームを組んで、そのトップが進行状況を見て実際の事務等を当たる職員をもっと増やすように今後気をつけていきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 同様の質問、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

このプロポーザルに至るまでは、複数の課がまたがってチームを作って検討して、実際にプロポーザルをして審査にいった、さっき言った1人の人というは責任者、事務は1人が責任を持ってやっていると。また、先ほど局長が申しましたように、そのことによって対外的に交渉するかそういった場合は振興局の課長ももちろん折衝に出たり、周りの職員がカバーしながらやっているということです。

ですから、先ほど言った1人というのは実際の事務、いろんなものを作ったりするのは1人かもしれませんけれども、課全体で、また必要によっては関係する課の職員が加勢したりして、これはプロポーザルだけじゃなくて市役所の仕事全部ですけども、そうした体制を取っております。

それと、プロポーザル後、議員が御心配になっているのは観光客との接点があるんじゃないかというようなこと。それは、もうプロポーザルが終わってすぐ児童クラブの方からお話があって、今実際に形が完全にできていないので分かりにくいんですけども、バスターミナルと児童クラブは緑の緑地で観光客が入れないように仕切るように、当初のプロポーザルの案からは変更しております。そういった意見を取り入れながら、一段高くしたり、子どもたちと観光客が、観光客が勝手に児童クラブの中に入ってきたら困りますので、そういう対策は今取っています。

ですから、もう少し全体像が出てくると、緑に囲まれた児童クラブになるんじゃないかと私は思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（松本 英美君） 子育て支援課長です。すみません、先ほど市長も申されましたけども、令和5年度からのプロポーザルが決まってからの協議というのは20回を超えて全体的にしていまいっております。その中で、児童クラブの方にも出席していただいた回数もございますし、子育て支援課と児童クラブと協議を重ねてまいった経緯もございます。

令和5年度が設計の主なものでしたので、その中で協議は重ねてまいったんですけども、全てが御希望のとおり、要望どおりになってない部分もございます。実際に完成してから頂いた御意見で、使いづらい部分とか、もともと声が通らなかった部分という御理解も頂いている部分もございますけども、今対応できる部分に関しては児童クラブの方がこれ以上疲弊をしまわないうようにといいますか、お気持ちも十分こちらでも重く受け止めておりますので、丁寧に今現在関係課と一緒に対応しているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） またちょっと原点に戻りますが、プロポーザルするときというのは大まかな予算は大体立ててやられるんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

プロポーザルを募集するときに、今回の事業費ということは概算で示しております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 最後建築の段階に入って、担当者というか児童クラブの方と建築の方でいろいろ直前で話をする機会があったそうなんですけど、とにかく業者の方は予算がないと

ということで、最初思い描いていたおしゃれな児童クラブが、いろんな設備全て、浄化槽も含めて全部高級なものだったんです。それが、どこら辺からか予算がないんでということでどんどん削られていったんで、すごく高級なものは部分的に残りながら値段だけは抑えたものという、トータルで見ると非常にアンバランスなものになったというのを聞いています。それは、業者の責任なんですかね。ちょっとそこら辺は聞きたいんですけど。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

先ほどプロポーザルの最初の事業費、これが全部を含めて2億5,000万円という提示をさせていただいております。結局最終的には、造成とそれと児童クラブでやはり2億5,000万円ぐらいにはなっておりますので、最初のプロポーザルの公募のとおりところで大体落ち着いている事業費となっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ということは、業者側の責任ということでよろしいですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） お答えいたします。

プロポーザルの最初の事業費が2億5,000万円で、最終的にバスターミナルと児童クラブが合わせて2億5,000万円ぐらいになっているので、大体提示したところで折り合いがついているので、業者さんの責任ではないと思います。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） 何となく理解できないんですが。次回、もしかすると、津田議員が質問された宿舎跡地もプロポーザルになるとまたそれもあれだなという懸念がありますので、ちょっとプロポーザルについてしっかりと、さっき言われたように柔軟性がある取組なんで、その後の実際施工するところの受け皿というか、検討する市のほうの組織というのをきちんとこれからしてほしいなと思います。そこら辺はいかがでしょうか。市長、よろしかったらお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

プロポーザルというのは、やっぱりお金だけではなくて、こちらが求めるものを作っていただくという観点からプロポーザルしてますので、そういう目的が達成されるような組織を作りたいと思います。

それと、先ほどお金がない、当初の2億5,000万円程度、それ業者のせいとかじゃなくて、その当初に決められたもの以外に新たにこれを造ってくれあれを造ってくれというのは、予

算がそれ以上にならないといけないという回答を業者はしたのではないかなと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ありがとうございます。

では、次に移らせていただきます。

農業政策について。

国の政策で、何かお薦めの政策がありますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えいたします。

国といたしましては、オーガニックビレッジ宣言を２０２５年度までに有機農業の取組面積を２５％に拡大するという目標を掲げておりますけども、本市といたしましては、まずそのオーガニックビレッジ宣言につきましては、国の財政支援が受けられるというメリットがある一方、宣言に当たりましては地域の生産者や流通、加工業者、消費者が一体となった協議会を立ち上げて、また実効性のある計画などの策定が求められております。

本市におきましては、現在有機農業に取り組まれている意欲のある先進的な農家の方々がおられる一方で、地域全体としての生産量の確保や安定した販売先の開拓など解決すべき多くの課題が残されているものと思っております。したがって、現段階で直ちに宣言を行うことにつきましては慎重に見極める必要があると考えております。

まずは、地域の核となる生産者グループの皆様方との意見交換等を重ねて、本市の地域の特性に合った持続可能な農業の在り方について研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） 国が掲げているみどりの食料システムでしたかね、それが何か思った以上に応募が多くて前倒しで達成面積が成功しているということを聞いています。できれば、ぜひ由布市でも取り組んでほしいなと思っております。

農業からいくと、もう江戸時代にほぼ農業って完成してまして、鎖国ができてた間というのは自給率も１００％で、ちょっと余談ですけどなぜ鎖国ができてたかという、あまり歴史的に教えられないんですけど、非常に日本が強かったから。日本の鉄砲の数全部合わせてヨーロッパが持っている鉄砲の数と同等ぐらい日本が持っていて、日本以外、アジアではタイだけです。清国もアヘン戦争に負けてとうとう植民地になりましたので、アジアで日本とタイ以外は全部植民地だった。それは、島国だったばかりじゃなくてやっぱり強かったという。その頃、もう江戸って全部農業的には完成してました。

なぜ今のように化学肥料が多用されるようになったかと言いますと、戦争からです。火薬を作る方法で、空気中の大気から窒素、アンモニアを固定するというハーバー・ボッシュ法という、

緑の改革って言われたんですが、それで、昔は火薬というのは人の尿から取ってたんですけど、その方法が開発されてから大量のアンモニアが空気中から取れるということになりました。ただ、それが戦争が終わっちゃうと使い手がないんで、そのハード分を何に使おうかとなったときに農業に使おうということで、副産物じゃなくて作ってしまったハードを生かすために。劇的に食料生産力が上がった緑の革命と言われているんですけど、それはでも同時にアンバランスな生育で化学肥料等も付随してきたという歴史があり、できればこれを機会にオーガニックのほうに戻っていく時期じゃないかなと思っています。

昔言われてた医食同源という言葉があるんですけど、食べ物、医療と食事って一緒だという。僕も漢方薬の講座にちょっと出たことがあります、普通の病院でもらう薬というのはもう劇薬で、でも漢方薬も劇薬らしいんです。常備薬というか、体によいのは日常の食事が常備薬。だから、日常の食事がよければまず医療が要らないというそういう意味で医食同源という言葉が昔言われていましたが、そういう意味で農業がやっぱり基本になるので、農業政策を根本的に考えていくというのがこれからすごく大事なことだろうと思っています。ぜひ力を入れていただきたいし、そのオーガニックビレッジの宣言を由布市からしてほしいなと思っています。

あと、前回も言ったんですけど、庄内の農地ってすごい魅力たっぷりで、ただやっぱり傾斜地にあるんでどうしても大規模農業ってしにくい状況です。そこで、前回も提案しました、長崎の吉田先生という方が菌ちゃん農法という農法をやってます。これも全国的に広がってしまっていて、炭素循環農法をより使いやすくした農法なんですけど、これは本当に畝だけ作ってしまえば誰にでもできる。肥料も要らない。要るのは木もしくは竹の枯れたやつですね。それは、もう周りが山なんで幾らでもありますんで、それで畝さえ作れば、あと1年半くらいは何もしなくても本当に健康な野菜ができるというので、その菌ちゃん農法の吉田先生は全国的に講師に回ってますが、九重町ももう2度呼んでいますし、玖珠町も去年呼びました。

僕は小国と玖珠に行ったんですけど、ぜひ由布市でも呼んでいただきたいなと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です、お答えいたします。

議員御提案の菌ちゃん農法に関しましては調べさせていただきました、大変興味深いものだと思います。ただ、市のほうで講演会をというところになりますと、ちょっとまだいろんなことがありますので、今私が考えているところは、例えば認定農業者の会とかがそういった講演会を開いていただいて広く知らせていただければいいなというふうに考えております。

また、それに伴いまして、市のほうが何かお手伝いができることがあればということを考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ありがとうございます。国が掲げてきた２５％をオーガニックビレッジにするという目標で、かなり前倒しに進んでいますので、ぜひ取り組んでほしいと思います。

では、最後の地域公共交通に移らせていただきます。

地域公共交通について、亀の井のほうに申請していただきまして、大変ありがとうございます。交通空白地帯がないということですが、湯布院町でノルクという電気自動車が走っているのは、どういう規定に基づいて走っているのでしょうか、教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。お答えします。

電気自動車のノルクは、令和元年度に環境省のＩｏＴを使った効果的電気自動車の実証実験ということで始めまして、期間中はちょっとコロナが流行ってあまり成果が取れなかったんですけど、その後今観光の、昔はみなとタクシーさんがスカーボロというバスを持っていたんですけど、それは排気ガスを出したりして、また車両が故障が多いということで、それに代わる観光手段として今ノルクを運行しているところです。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ノルクは、道路運送法上で行くとどういう規定で許可になっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

ちょっと何条かというのは、７３条か何かでまだ曖昧で申し訳ないんですけど、一応自家用有償運送ということを申請しておりまして、料金を頂いて運行しているところでございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） そうですね。空白地帯がないというところでは、まず走ることは駄目なんで、その例外規定で多分走っていると思うんですが、このたび聞きますと、別府市とのライドシェアを湯布院町内にも拡充したいという話を聞きましたが、それはどういう話でしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

昨年年末に由布市と別府市が観光の協定を結びました。その中で、別府市で既に公共ライドシェアを別府市さんが行っていたんですけど、今年は、また国土交通省の補助を頂く中で由布市にもそのエリアを少し拡大させて、実証実験をさせていただけないかということで、今回別府市と一緒にやるような格好を取っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） その提案の内容というのは、もう具体的に始まっているんでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

今大分県が主体となって、別府市さんのほうが国土交通省に補助金申請してるんですけど、一応別府市さんのライドシェアを行っている車両を使って、由布市にも乗り入れができて、由布市のお客さんが別府発着でということで聞いております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） それは、現在進行形で行われているのか、今後試験的に行われるのかを教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） すみません、お答えします。

今回のライドシェアはあくまでもニーズ調査ということで、別府市さんが由布市のほうでやらせてくれということで、その実証実験をすることでニーズがあるのかとかいう、そういう調査で行うことになっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ということは、まだ調査段階ということでよろしいですかね。分かりました。

別府市としては、多分要件上面積を拡大するというのが補助金を取る条件だと思うんですけど、それに由布市が飲み込まれる必要はないなというか、湯布院町は湯布院町でタクシー会社いますんで。今すごい少人数で一生懸命頑張ってくれてるのに、別府から乗り込まれてきて客を、発着なんで着があるので、そうすると減る可能性があるなというのをちょっと危惧しています。

ちょっと業者の方に聞いたんですが、タクシーを呼ぶGOとかU b e r は使ってないですね、湯布院は。それはなぜかという、そっちを使ったほうが当然利益は上がります。すぐ大分空港だ福岡空港だという発着になりますので。でも、そうするとただでさえ少ない車両が長時間不在になるというデメリットが大きいということで、もう町内の旅館さんを重視するために旅館からの電話を直接受けて、そっちを優先に取るためにそういうアプリを使ってないということなんで、やっぱりそういう地元のことを一生懸命考えてくれている業者としっかりと話してほしいなと思いますし、話す席に行かれたそうなんですけど、なかなか実績上言えなかったということをしていました。

あと、湯布院って由布市の中でも標高高くて、冬場どうしても雪が降ります。スタッドレスっ

てもう当たり前なんですけど、タクシーの運転手を養成するのに相当丸1年はかかるそうです。なおかつレンタカー、わナンバーの車が多く、毎日のように事故があっていて、それにも当然確率としてタクシーも多く巻き込まれているようで、その多い運転に慣れるのも大変だし、冬場とか山間部を走るというので、1年ぐらい育てるのにかかるし、その上人材の確保って大変難しいと聞いておりますので、ぜひ地域の事業者を守るという方向に動いてほしいなと思います。

それと、塚原のバスなんですけど、公共交通がタクシー以外にないということで、旅館の方は手出しでタクシー代を払っている旅館も多々あると聞いておりますので、ぜひ進めてほしいなと思います。

これには書いてなかったんですけど、高速道路の塚原インターチェンジというか、サービスエリアから降りられるようになっているんですけど、あそこにも昔は高速バス停があったらしいんですね。それは、中止になったわけじゃなくて今休止状態なので、ニーズがあれば多分再興、復活してくれると思うんですけど、ぜひそれも呼びかけてほしいなと思います。やっぱり当時はあそこで降りられる方が結構多かったということなんです。

その多様なニーズ、それにやっぱり応えていくってすごい大変なことだと思うんですね、住民の移動手段として。でも、法律上福祉の観点からいろんな意味でそれって確保しないといけないというようになってますんで、ぜひできれば一番ニーズが把握しているのは、やっぱり住民の方だと思うんですね。住民の方の意見がもう少し通るような形にはできないでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

市長の答弁にもありましたように、コミュニティバスについての要望というのは多々あります。それを、今年の4月の3町の自治委員会で、個別の要望ではなく、地区で要望を取って上げてくださいということで今説明しているところです。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ありがとうございます。前回も言ったかもしれませんが、区で取るということは区長さんが中心になってくるんですけど、区長をやられる方で車を持ってない方ってまずできないと思いますんで。僕も何人か聞きましたが、実際は分からないという区長さんが多かったんで、区に依頼しているからそれで全部網羅しているとは思ってほしくないんですね。

それで、やっぱりいろんな直接市民から聞く機会というのをぜひもっと増やしてほしいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

交通空白の対応は、やはり目先の移動手段の確保にとどまらず、医療とか福祉、教育、商業と

いった分野との連携も必要だということで、今回作成した第3次総合計画でもそのように位置づけています。介護予防の教室とか、いろんな場面でそういった交通に対する要望があれば、庁舎横断的に対応していきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） ぜひお願いします。前回、回答いただいたのが本当に模範的な回答で、現状の交通動態や市民ニーズを的確に把握した上で公共交通の利用促進に向け、運行形態の見直し、タクシー会社との連携によるデマンド化、必要に応じたルートを検討を行いますということなので、ぜひこの文言どおりに進めてほしいなと思います。

そもそこの地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのができて、このバス等が運行されるようになったんですが、それまでは陸運局主体でやってまして、それ専属の方がやられて、もうやれなくなったんで自治体にお願いしますという投げた状況で、なおかつ少子高齢化、利用者も少ない中、うまく運用するというのは本当にプロでも難しいんだと思います。

なので、担当職員がこれ多分1人だととても手が回らないと思います。先ほどの要件もありますが、それを全部、市のほうで賄うってやっぱり不可能じゃないかなと思うんですね。だから、ぜひそういうところはもう民間の力を活用していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

交通担当を、今現状総合政策課1人の職員でやっているんですけど、活性化協議会とかそういったところにはバス事業者、タクシー事業者さんとかが参画しております。また、県の交通政策局とかも一緒にやっておりますので、そういった連携を取りながらやっていきたいとは思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（4番 小山 和義君） そうですね。担当の方が1人と聞きまして。する仕事ってやっぱりその、もしニーズがあればダイヤの改正もしないといけないし、業者との商談もしないといけないし、今年はその別府からの申請のライドシェアの話もあったようですし、なおかつ今さっきの案件にもありましたが、駅前の交通、バスターミナルのことについても関わっていると聞いてますんで、そういう要件がいろいろ重なったときはやっぱり人員を増やすという体制というか、臨機応変にできるような体制をぜひ作ってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） お答えします。

確かに職員今担当1人交通を専門にさせているんですけど、課内では課長補佐等もフォローしながらしっかりやらせていただいているところです。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 小山議員。

○議員（４番 小山 和義君） ありがとうございます。ぜひ市民がよりよい生活になるのが何よりなので、お互いにいろんなところと協力しながらやっていきたいと思いますので、ぜひこれからもよろしくお願いします。

今日はありがとうございました。以上で質問を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、４番、小山和義議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時休憩します。再開は１１時５分といたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、１１番、鷺野弘一議員の質問を許します。鷺野弘一議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） 皆さん、こんにちは。

議長の許可を頂きまして、今から一般質問を始めます。１１番、鷺野弘一です。

今回の一般質問に入る前、何せこの時期は私にとって一番忙しい時期で、庄内町、挾間、由布市内でやっぱり苗の販売を家のほうが、実家が行っております。苗には、去年の実績をもって、今年は去年足らなかったのが何千枚足らなかったかということで今年はその分を増やしておりますが、今年も予約以上に２，０００枚作りましたが、それでも２，０００枚が種をまき終わって１週間後にはもう全部売り切れまして、またあと今２，０００枚新たな注文が来ております。それをもう早めに各育苗センターに電話をしまして、友達価格で分けてもらっておりますけれども、最後にはとうとう、うちもうないわと言われてまして、残り３００枚どうするかこの議会中に考えまして、本当に悩みながら毎日議会に出ておりました。

やっとその３００枚も見つかりまして、現在になっておりますが、昨日佐藤郁夫議員の言われましたジャンボタニシ、これは私のこの育苗の中で一番大きな起点になったのではないかと思います。農協のほうが挾間の下市で苗を、下市のネギの集荷場の横で作ってございましたけれども、ジャンボタニシがついたまま各所に販売をしたわけです。つけたかったわけではないんですけど、ジャンボタニシが置いている苗について各地区に行くものですから、農家から苦情が来まして、どうするかという問題の中で、もう田んぼには置かないという方式で苗を作ろうということで話をしまして、現在は庄内で苗を作って挾間で販売しているというふうな改良をしております。個人個人で各そういうふうなことを考えながらやっております。

今年も誰１人分け隔てなく苗が販売できたのではないかというふうに思っております。約

4,000枚といいますと、面積にすると約30町歩以上です。そんな苗をやはりやらないわけにはいかんちゅうことで、やっぱりやるのが農協と私たちの仕事だというふうに思って頑張っております。

それでは本題の質問に入ります。

まず第1問としまして、中山間地域の農業を守る個人法人をどのように活用・支援を考えているか問います。

まず第一に、集落の土地をまとめて生産する農事組合法人も大切な事業です。個人法人でいろいろな地域の方から頼まれ、個人で10ヘクタール以上耕作されている方、法人・個人を把握され指導されているかお尋ねをします。

2番目としまして、現在農業資材も探さなければならない、あわせて高騰している、そのような中、農家の経費削減・省力化を目的とした、ゆふ農業サポートを中心にリース機械の充実等はできないか問います。

大きな2番目としまして、由布市所有のマイクロバスの安全対策についてお伺いします。

今年の5月6日に発生しました福島の高校生死亡事故に合わせて、由布市の交通安全対策について、マイクロバス・スクールバス等の運転手の採用基準についてお伺いします。

続きまして、3番目としまして、旧寿楽苑跡地事業費の事前計画についてお伺いをします。

若者定住者住宅地造成に際し、事前設計段階でなぜ土地の突き固めに際し、強度がないことが分からなかったのか。ボーリングをしなくても1メートルぐらいユンボで試掘をすることをしなかったのか、それについてお伺いをします。

2番目としまして、今後これ以上の追加は出ないのかと問います。これは、今回の予算の中に追加予算としてまた追加が出ておりますが、その内容についてどうであるのかということをお伺いします。今聞くほうがいいのか悪いのかちょっと分かりませんが、お伺いします。

4番目としまして、由布市営火葬場、望岳苑と雲浄苑の現状と今後の計画についてお尋ねします。

両火葬場の使用する炉が耐用年数を超過していると考えるが、対策はどのように考えられるか、お伺いします。

2番目としまして、今後火葬場計画、庄内の雲浄苑に通じる深谷踏切付近の道路拡張計画、小原から通じる道路拡張計画について、どのようになっているのかお伺いをします。

再質問はこの場所で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、11番、鷺野弘一議員の御質問にお答えをします。

私からは、中山間地域の農地を守る個人法人をどのように活用・支援を考えているのかについ

てお答えいたします。

地域農業を牽引する農事組合法人や個人の認定農業者は、本市農業の持続可能性を支える極めて重要な担い手であると考えております。

市では、広域的に農地を委託されている担い手の営農状況や耕作面積について、農業委員会・大分県、JA等と連携をして適切に把握をしているところです。また、由布市農業再生協議会や由布市認定農業者の会とも密に情報を共有し、きめ細かく実態を把握する体制を整えているところです。

指導体制につきましては、現在市の営農指導員や大分県の中部振興局の普及指導員などが連携をして、定期的な巡回による技術的支援や営農相談を実施しているところです。今後も関係機関と連携して、担い手への過度な負担集中を避けつつ、集落全体で農地を守る仕組みづくりを支援してまいりたいと考えています。

以上で私からの答弁を終わります。他の御質問は担当課長より答弁をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。次に2点目の、ゆふ農業サポートを中心としたリース機械の充実についての御質問ですが、資材や燃料価格高騰は農家経営を著しく圧迫しており、経費削減と省力化の推進は最優先課題と思っております。

株式会社ゆふ農業サポートでは、ドローン防除、農機レンタル、中山間直接支払いの事務代行、ハトムギの推進・販売等を行っております。主な実績は、ドローン防除面積、令和4年度から7年度までの合計といたしましては、1188.7ヘクタール。農機レンタル件数、令和4年度から7年度の合計は84件。事務代行件数、令和6年度、7年度の合計は3件。ハトムギ販売量、令和4年度から7年度までの合計は5万5,005キログラムでございます。同法人は、人手不足が続く中、地域農業の維持に協力をいただいております。

御提案のリース機械の充実は、農家の経費削減に資する取組としては重要ですが、ゆふ農業サポートの経営に当たっては独立採算性の観点から市による新たな財政的補助を行うことは厳しい状況でございます。そのため、今後の機械拡充については、同法人が自立的な経営の中で対応できるよう、利用者ニーズや需要動向を精査し、どのような工夫が可能か関係機関とともに研究を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（大塚 守君） 教育次長です。由布市所有マイクロバス・スクールバスの安全対策と運転手の採用基準ですが、まずスクールバスについては現在由布市教育委員会として2台を所有し、湯布院町湯平地区と幸野地区の小学生を地区から由布院小学校までのコースで送迎をしています。

このスクールバスにつきましては、大分県シルバー人材センター由布支部と労働者派遣個別契約を締結し、運転手を派遣していただいております。シルバー人材センターが運転業務を担う労働者を採用し、派遣するに当たっては、免許の確認はもちろん、過去の職歴や健康状態等のチェックも行った上で人選していただいております。毎日の運行に際しましても、健康チェックを行っています。加えて、車両に子どもの置き去りがないよう、防止装置を設置しております。

また、マイクロバスにつきましては、現行の規定によって使用目的がほぼ公立の幼小中の活動等に限定されていることから、令和7年度より教育委員会が管理を行っており、現在3台、旧町単位と申しましょうか、で1台ずつ所有をしています。運転手の採用に当たっては、教育委員会と運転手個人が1年ごとに委託契約を締結する形態となっており、規定により原則75歳未満としています。

現行6名の方と委託契約を締結しており、委託契約の締結に当たってはシルバー人材センターの派遣労働者と同様に、運転免許の確認はもちろん、履歴書による過去の職歴の確認、さらにはマイクロバスの運転に支障がないと医師が判断をし、その旨が記載された健康診断書の提出も求めた上で、適正と判断した方と委託契約を締結をしています。また、安全対策として運転に際しては運行前の健康チェック表とバスの点検表の提出を義務づけており、運行後も健康チェック表と運転記録表の提出を義務づけています。万が一事故が発生した場合の対応についても、マニュアルによって指示をしており、運転手に履行の徹底を図っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。旧寿楽苑跡地事業費の事前計画についての設計段階で強度がないことが分からなかったのかとの御質問ですが、設計業者との現地踏査で現地地形及び周辺の地質を確認しました。その結果、問題ないと判断したところで

次に、これ以上の追加は出ないのかとの御質問ですが、今回6月補正はさせていただいておりますが、現段階では追加の予定はございませんが、今後の資材費高騰など不確かな部分もあると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。由布市営火葬場、望岳苑、雲浄苑の現状と今後の計画についてですが、まず、両火葬場の耐用年数超過への対策ですが、一般的な火葬炉の更新時期は25年から30年とされており、雲浄苑は竣工から32年、望岳苑は30年が経過し、経年劣化による故障の発生が多くなっているのが両火葬場の現状となっております。

火葬場の更新につきましては、現状の火葬需要や人口推移等を勘案し、関係機関の意見を伺いながら今後検討していきたいと考えております。

次に、小原から通じる道路の拡幅については、火葬場更新に係る方針が決まった段階で必要性について検討してまいりたいと考えております。

また、深谷踏切付近の道路拡幅については、地域の要望を受けて必要な用地の買収に向けた交渉を進めるための準備を行っている状況です。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。まず、もう順番どおりいきます。

まず第一に、中山間地域の問題としまして高齢化や後継者不足によって農地の維持管理が年々困難になってきています。耕作放棄地の面積や後継者不足農家、これはこれから先のことで分かる範囲でいいんですけども、これから先どのような水準でいくのか、予測があれば教えてくださいませんか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えいたします。

後継者不足の問題に関しましては、大変重要なことだというふうに認識をしております。由布市におきましては、梨部会におきまして、その第三者継承のことに関しまして協議会を作って今そういう対策を取っているところでございます。ほかの品目につきましては、大変申し訳ございません、まだ把握をしておりません。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。梨部会に関しては、今回の県の事業を使いまして雲取で梨園を５町歩近く今作っているかと思います。ぜひともおいしい梨をたくさん作ってほしいというふうに思っておりますけれども、今一番の問題はやはり米の問題が一番やと思います。米農家がやはりだんだん減ってるし、その中で地域法人は地域法人として地域を守ってくれてることに大変感謝をしますが、個人で今頑張っている新しい農家とか、個人で１０ヘクタール以上作ったりとかする方が今増えておりますが、一番の問題としましては、農協で肥料を買ったりする場合に、新しく始めた人には肥料の１１月までお金を待つという貸付け、そういうのはまず今できないんですよ。それで、そういう農家から相談がありまして農協の県のほうに電話をしまして、どうにかこれはならんのかというような話を大分したんですけども、難しいと。

まず第一に、やはり農協に今現在地元の分かる職員がいないということなんですね。昔であれば、農協の中にそういう方が、分かる方が皆さんほとんどでしたから、地元農協の場合は。お前のところは親がしよるから、じゃあお前は今度株を買っておやじに裏担保をしてもらって肥料を買えとかいうような指導を大分昔はしてくれてたんですけど、今そういうふうに地元の分かる方がいないと。

だから、そういう対策としまして、梨とかには梨スクールがありますけれども、併せて米の何かそういうふうな米スクールなんかを一度由布市内で作って、新たな人をそういうふうな組織に一遍入れて勉強させた上で、1人立ちをするときに何か農協と連携してそういうふうな貸付けの事業ができないか、そういうような農協と合わせて御検討ができないか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えいたします。

今御存じのとおり、ファーマーズスクールとかで苺であったり梨であったり葱であったりというところは新規就農者に対してのことをやっておりますが、水稻に関してというものが今すみません、私把握をしておりますが、また議員の御指摘のことに関しましては農協さんとのこともありますので、一度協議をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） スクールなんかをやったりする中で、認定農家ちゅうのはありますけれども、認定農家は認定農家であって、お金を借りたりする場合にはなかなか便利のいい制度やというふうに思っているんですけど、そういう信用の一つの何か裏担保みたいな感じで農協と話して、そういうスクールを出たら何か一つその両方のやっぱり後継者を作るためにも何かできないかというふうな話が僕ぜひそういうのが必要ではないかなと思ってるんですけども。

皆さんやっぱり入ったときに、その悩みが一番です。私が27歳で農業に入りまして、気がついたら私も1,000万円ぐらいの借金作っておりました。それから、父も家に帰りましたんで、私は農協から負債整理資金というのを借りまして、10年間でその1,000万円のお金を払い終わりました。それで現在に至っているわけですけども、やはりそういうふうな勉強するところがあったからこそ、今自分がこういうふうになっているのかなというふうに思うんですけども。

ぜひとも、何か今の方にはそういうふうな苦勞を見なくても、そういうふうに頑張るぞというふうな何か支援体制を、ぜひともそういうスクールを通じたような中でひとつやっていただきたいんですけど、米にはないちゅうんですけど、何かそういうふうなスクールを名目か何か作ってできないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えします。

ちょっと今すぐにできますというふうな御回答はできないんですけども、ちょっと研究させていただければと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） どうぞよろしくお願いいたします。こういう方たちは、場所を

選ばずと言いましたけれども、やはり機械はある程度大きい機械を持っておりますんで、機械の入らない道路の狭い田んぼとか水の便利の悪い田んぼ、今言いました作業道も合わせてですけども。やはりそういうところは受けるのになかなか受けられないというのが実際です。

そういう中において、やはりそれ以外の田んぼは受けて、10町歩近く頑張っております。うちなんかにもやはり苗の委託があったりしてしよるんですけども、そういう方たちはやっぱり時期は長くかかるもんですから、うちも苗は7月の中頃までいいですよということで預かっていきますけれども、そういうふう頑張っている個人、そういうふうな農家、法人、そういうのにやはり何かこう地域法人みたいな感じで県・国に対して補助金ちょうんですか、取れるような制度がないものか、お尋ねします。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えします。

大変申し訳ありません、ちょっと勉強不足で申し訳ないですが、また調べたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） だから、その考え方でなくて、そういう方たちも地元の農地を10ヘクタールとかやって守っているわけですよ。だから、地域法人であってもそういう個人であっても、私は一緒じゃないかと思うんですよ。

だから、こういう農家が今からいなければ、地域法人のない地域の農地は誰が守るのかということをもまず検討にして、こういうのはやはり地元から県・国に上げていくという制度をぜひとも課長、この機会でもいいですから作っていただけないですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えします。

個人で認定農業者になられている方でよろしいんですかね。認定農業者であれば、認定農業者としてのそういった補助なりが今現存しているというふうに認識をしているんですが、そういうところではないということなんでしょうか。ちょっとすみません、話の意図が分からなくて申し訳ないです。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） そういう地域法人であれば、何年かに1回ずつ1,000万円までの農機具を購入したりする場合の半額補助とかいうのがあるんですよ。だから、こういう個人とかに対してはそれがないもんですから、何かそういうのができないか。私たちであれば、金利ゼロとかいうふうな補助金借りたりするんですけども、やっぱりこの農業に関しては何かそういうふうなのが、地域を守っているちょうことでできないかということをお願いをしているん

ですけれども。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。すみません、ちょっと研究をさせていただければと思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） ありがとうございます。ぜひとも、米農家の方のスクールとか、そういうのは何かのこの一つの認定されるようなものをぜひ作っていただきたいというのが一つと、こういうふうな補助金に対してもやはり地域法人と一緒にような感じでひとつ考えていただきたいというのがありますので、よろしくお願いします。

それと、ゆふ農業サポート、今聞きましたらもう一般農家向けのサポートではなくて、そういう地域法人をまとめたような法人じゃないかなと今取れたんですけれども、それで間違いはないですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えいたします。

ゆふ農業サポートにつきましては、当初地域のそういう法人の方々、組織の方々の取りまとめというところからスタートした団体だというふうに認識をしております。現段階においては、株式会社としてそういうふうに発展をいたしまして現在に至っているというふうなことを認識しております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） 何か私たちが考えたようなサポートというイメージと進め方が違っているような気がして、もう少し地元の農家に対して私が言うようなリースをする、そういうような受け口の窓口になってほしいとかというふうなことがあったんですけれども、何か農家に対しても一定の農家だけに対しての組織であって、個人農家に対しての組織ではないような気がするんですけれども、そのところはどうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 農政課長。

○農政課長（平山 浩二君） 農政課長です。お答えします。

そうですね、ゆふ農業サポートにつきましては、そういった面もございますが、実績といたしまして、先ほど申したとおり、機械のレンタルであったりドローン防除であったりということを今している状況であると思います。

さらに申し上げますと、ドローン防除とかにつきましては、また民間の他の方々もいらっしゃいますので、そういった方々も踏まえて一緒になってやっていければなと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） 由布市内で市も協力して作った組織ですので、熊本とかの業者を入れずに、地元であれば地元をやっぱり使えるような、専門に、やっていただきたいと。何のために補助金を出して作らせたんか意味が分からないと。だから、防除の意味は分かるんですけども、やはり使う業者は地元の業者、また中に入っている法人などの組織を使うと。それ以外に使わないように、ぜひともよろしくお願ひしたい。そういう指導もぜひお願ひいたします。

それと合わせまして、ゆふサポートが私たちが考えるようなサポートであれば、そこを中心として農政課とともに農畜共生ちゅうんですか、畜産農家で出た堆肥を各農家に配る。その配ったときに、それを自走式のマニアスプレッダとかを買いまして、それをリースで貸し出して田んぼにまいたりだとかいうふうな施策をやってくれるのかなと思っちゃったんですけど、全く方向性が違うもんですからね。何かこれは市長、新しい組織ちゅうのは作られんもんですかね。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

当初各地区の集落営農法人がなかなかもう担い手、オペレーターも不足しているとかいう、そういうのをお互いにカバーし合おうということで協議会を作って、それが発展的に株式会社ゆふサポートになったと認識しています。

議員御指摘のように、そういった各地域の法人を支援しながら、議員が言うように、今度は個人の農家にも支援を広げていくというのが当初の目的だったと思います。それが、人員不足もあってなかなかそこまで今展開できてない状況があるというふうに思いますので、その辺はまた農業サポート機構とも協議をしながら、自主採算、株式会社ですから、そういったところにやっぱりニーズを調査して広げていって、農家のためになるようなサポート機構になるように、こちらも協力をしていきたいと思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） 単純なことを言いますが、地域法人があったときに、地域法人がよそにいく余力があるかちゅうことを、ちょうど今の時期考えたときに。あると思いますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 当初作ったときは、そういう状況があるんで、その地域法人同士でお互いに助け合おうということで協議会ができたと思います。それが、発展的にサポート機構に移って、またさらに今の時点になるとそういう余力もない共同体ばかりになりつつあるのかなという認識はございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） そのために、私はやはり今の農地の、特に中山間におけるのり

面の高さ、そういうところがあって、昨日も庄内の方が転落されて意識不明になっているというようなことを言われていましたけれども、1日も早い回復をお祈りしますけれども、そういう中でやはりそういうのが起こらないように、ユンボの先に草刈りができるものをつけて、そういうものが私は本当はゆふサポートなんかが注文を受けて、そういう農家に全部回って、荒草刈りちゅうんですか、最初の。2番目からの草はもう軟い草ですからもう切れるんですけれども、その荒草刈りをやっぱりできるような体制づくりとか。

先ほど小山議員が言われましたように、やっぱり有機農法も一つ、耕畜連携でできないかというふうなのを一つ考えて、そういうような進んだ考え方、進んだじゃないですね、これはもう昔からの考えですけど、そういうのを誰がするんかちゅうことをまず考えてもらいたいと。

臼杵の野津町なんかで、合併前にたしか堆肥センターか何か造ったりして、野津がやっていると。そういうのがあって、畜産農家もたしか夏になると堆肥が処分に困ったりするわけですよね。だから、そういうふうなものを1か所に受け入れるような組織ができるといいなと私はいつも思っているんですけれどもね。なかなか個人個人でその堆肥の質が違うもんですから、一緒に合わせた時の問題とかいうのがあるもんですから、何かその辺も協議ができるといいなと思うんですけれども、ぜひともこれは今からの課題ちゅうことで、一緒に考えていきたいと思いますので、どうぞ課長、また今後もよろしく願いいたします。

ぜひそうやけど、その今回の事故を取って、やっぱりユンボなんかで草刈りができる、今そういう機械ありますからね。ぜひともお力をお借りしたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

続きまして、マイクロバスの運転手の規格についてですけど、今このマイクロバスも教育委員会が今管理をしているんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（大塚 守君） 教育次長です。お答えをいたします。

先ほど少し触れましたけれども、市が所有するマイクロバスの用途がほぼほぼ公立の幼小中の学校行事等に充てられる場合が多いということで、令和7年度、昨年度から教育委員会部局のほうに移管をされております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ありがとうございます。そうとは知らなくて大変失礼しました。

その中で、マイクロバスは見てみますとバス会社を退職された方とかが庄内、湯布院とかでは運行されているみたいです。この前の福島の場合にも、大型免許は持っているけれども2種免許は持っていなかったと。乗ってて荒さが違うというんですかね。バスの運転手はどちらかというとゆっくり大回りをして酔わないようにするとか、そういうふうなやっぱり運転の違いがあ

ると私は思うんですけれども。

だから、採用の際にやっぱり子どもを運ぶものですから、10人乗りのマイクロバスにしても2種免許を持っている方とかそういうふうなところは基準に入られているんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（大塚 守君） お答えをいたします。

スクールバスとマイクロバス、少し採用の仕方といたしますか、委託先が違うんですけれども、基本的には当然採用をさせていただくときに、もしくはシルバー人材センターのほうで職員を採用するときには必ず免許証の確認、そして乗る車の、運転する車の大きさに基づいた当然運転免許証の確認ですけれども、そういったものも全てチェックをさせていただいた上で契約をさせていただいております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） それを言いよると、確かに免許は皆さん持っています、はっきり言って。持っていないや大変なことですけれども。それを言いよると、先ほど言いよったライドシェア、あれと問題が一緒になってくるんじゃないかなと思います。やっぱりある程度の線ちゅうのは必要だと思うんですよ。だから、マイクロバスであっても、マイクロバスって小さいスクールバス、あれに対してもやっぱり2種免許を持っている方とかそういう基準をぜひやっていただきたい。

私、これ何言うかと、何年か前にマイクロバスの運転手を一度首にしかけたことがあるんですよ、市が。御存じですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（大塚 守君） お答えします。

大変申し訳ありません。その事案については、私存じておりません。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 市長、御存じですか。マイクロバスの運転手を一時期一斉に首を切るということをしかけたちゅうことを。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 申し訳ありませんけど、そういう認識はというか、報告も受けておりません。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） じゃあ、調べてみてください。一時期それがあまして、運転手の方が泣くようにして電話をしてきたことがあるんですよ。誰にやるんかと言ったら、シルバー人材センターでやると。だから、その時から安全性は一体何を考えているのかと、行政はと

いうふうに思っと思ったんですけれども。そのために、やはり私にこういうことを言わせないためにも、やはり資格はぴしゅと人を乗せる資格というのを持っている方を採用するとかいうふうなことをぜひやっていただきたいんですが。これ、市長本当の話ですからね。本当の話です、一度首切りかけたということは。今の運転手に聞かれても分かると思います。一度確認してみてください。どうですか。回答要らないけど、ぜひ本当確認してみてください。本当の話です。

だから、やっぱり先ほどライドシェアの話も出てましたけど、今までの行政ではライドシェア、別府市が持ってくるもんかと思えますけど、由布市は今まで地元にはやはり業者があるからその業者に迷惑をかけない、その業者をやっぱ大事にしなければいけないというのが私由布市の考えやったと思うんですけれども、何か一つ入れさせようと、今計画段階かも知れませんが、何かちょっとおかしいんじゃないかな、変わってきたのかなと思うんですけど。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

ライドシェアでちょっと勘違いをなさっている。由布市は、その需要がどうあるかという調査をする。それを別府市は運行実証までいくんですけど、由布市はそこまでの段階ではない。どういうニーズがあるかという調査をするために一緒に申請をしたということです。その調査をするために、別府市が行っているライドシェアが一部湯布院に乗り入れることもあるかもしれませんが、由布市が主体的にライドシェアを取り入れる段階ではないと思っています。

また、今回のその応募に際しては市内の交通事業者さんと御相談した上で申請をしたところでは。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（11番 鷲野 弘一君） ぜひとも、バス会社も乗り手がいないんで、別府、湯布院といいますと、どうしてもバス会社に迷惑をかけると思いますので、ぜひともその辺は御配慮いただきたいとお願いいたします。

それから、教育次長、今からはやはりもう少し免許の内容についてお調べをお願いしたいというふうに思いますので、お願いいたします。

次に、3番目としまして寿楽苑跡地問題ですけれども、何で設計をする段階で、先ほど局長は大丈夫だというふうに言われてもらったと言うけれども、いざ掘ってみたらそれが駄目だったと。よく私たち農地の中で弱いところがあると、そこに石灰を入れて、石灰を混ぜて固めようやというふうな話をよくするんですけど。昔であれば大体石灰1トン当たりが約1万円やったですね。現状は1万5,000円から2万5,000円ぐらいの間かと思うんですけども、送料まで入って。

なぜ石灰を使うたりして、今現状でももう大きいお金がかかっているのに新たに何千万円ちゅう、この前許可はしましたけど、やはりそういうお金がかからないようにするのも一つの仕事や

ないかと思うんですけれども、そこはどう考えられていますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。石灰等を入れた攪拌という手法かと思いますけども、なぜそうしなかったという部分なんですけども、もちろん土の入替えが発生したときにそういう検討は業者のほうと協議のほうをいたしました。石灰等による土の改良も計画したんですけども、現地周辺の宅地及び水路、ちょうど稲作等があるこの時期に影響が出てくると判断し、置き換えの工法を設計し、採用したところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） もう少し周りに配慮した仕様の仕方とかいうのを、何で業者と話さないんですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 石灰等の粉じんの影響が出ないような形ということで一応検討はしたところではあるんですけども、確かにあまり粉じんが出ない石灰等もあるということも確認をしております。ただ、そういう石灰であっても、やはり１００メートルぐらいは範囲的に広がってしまうというお話の中で、今回は土の入替えということで実施させていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） あと残りにセメントとか、あと樹脂で固めるというそういうふうな方法もありますから、ちょっとやはり業者の言いなりちゅう言い方は大変失礼かと思えますけれども、これだけの経費をかけてやってますから、何かもう少し考え方を持ってほしかったなというのが一つです。

それと、やはりこういうことをしていると、１軒当たりに総額、土地代から取壊し代入れて、今度の追加の経費まで入れて、１戸当たり１２戸で割ったら幾らぐらいいくようになりますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 今回６月補正させていただいた分も含めさせていただきますと、過疎債を考慮した場合は坪単価当たり２４万１，９００円という形になります。１区画当たり１，６７１万２，４００円というふうな計算になっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 市民の方が言うと、うちなんかでも息子が残ってくれるのに何もないねって言うんですよ。よそから来る方にこれだけの金額をぼんぼん出すより。だから、私はやっぱり見た目だけでも、今後はやっぱりどんどん抑えていくという考え方をしなければいけない。だから、こういう質問を何回もしてますけれども、やはり行政としても市民が見たときに

何も言われたいような制度でやっていただきたい。

副市長、お尋ねしますけど、副市長は大体こういう進めるリーダーでおると思うんですけども、今後やはりするときにどのような考えでされてますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（古長 誠之君） お答えいたします。

お答えになるかどうか分からないんですけども、今回のその取組というのは過疎地域の庄内町の一助になればということで、それがまた呼び水になればということで政策的に判断をさせていただいた部分でありますので、少々の費用的な部分というのは英断の中で判断したというふうに思っております。

ただし、その中で振興局としましては最大限に費用を抑えるという流れの中で、これまでもやってきているというふうには思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 僕が言っているのは、今後の遊休財産ですね、そういうものを使用するとしたときに、それをまた取壊し等してまたそこまでして土地を使うのか。それとも、もうどこかの、庄内であればどこかの平らな田んぼを買って、周りに道路があってそこに水道管の親管が来ているわけですから、それから引いたほうが完璧に安いんですよね、値段としては。

だから、行政として本当に見てどうか、財産を使いたいという意味は分かるんですけども。それ以上に人に無償でやったりするんであれば、なるべく経費のかからない方向を考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですけど、プロジェクトリーダーとしてはどういうふうに考えますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 副市長。

○副市長（古長 誠之君） 今から新たに考え直せるという段階ではございませんし、これをいかにいいものにするかというところの判断の中で一番いいベストな形というのを選択していっているというふうに認識しておりますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷲野議員。

○議員（１１番 鷲野 弘一君） 今後についてお尋ねをしとったからですね、ここではなくて、ほかのところ。昨日も質問の中で出ていましたけど、そういうところを使うのがいいのか、それとも新たなところを造ったほうがいいのかというような話をぜひとも今後やっていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になります。由布市の火葬場行政ですけども、先ほど答えいただきましてありがとうございます。耐用年数自体は、もう炉の耐用年数は過ぎているというふうに見ておりますけれども、由布市全体の火葬行政を再検討するのに、合併前より使用している旧町単位の火葬

場施設を使用しているが、今後の未来図についてどのように考えられているのか、課長、お教えてください。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。今、議員おっしゃられたとおり、旧町時代の2か所を今運用させていただいておりますけども、既に炉の竣工年数からしまして更新の時期が来ているというふうに考えておりますので、今の由布市の現状にあった火葬場というものを、これから今後の人口の推移であったり、現状の火葬の年間の需要というところを調査をしまして、今後どういった更新の仕方がいいのかということをこれから検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 数年前、予約を入れて火葬に行ったら火葬場が閉まっていたという問題があったかと思うんですけど、そういう問題が起こったときにその対応策としてどのようにされたのか、お聞かせ願えますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。そのニーズ、使用したいけれども使用できなかった例ということでございますけれども、そういったところの事例があったというところも含めまして、今後現状の由布市に合った火葬場というものはどういうものかというところをしっかりと調査をして、今後更新に向けた検討を進めてまいりたいというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） その後の対応策はどうしたのか、それを聞きたいんですけども、課内でどのようにしようという改善策を作ったのか、聞かせてもらえませんか。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。そういった需要にきちっと応えられるように、内部での連絡調整をしっかりとするというところでやっていきたいというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（11番 鷺野 弘一君） 私も雲浄苑に対しては大変思い入れがありまして。私の叔父が旧町の役場におるときに担当したのがたしか雲浄苑の今の形じゃなかったかなと思っているんですけど、よく家に来てうちのおやじと話して、兄貴、どっか土地を購入するんだけど、購入を加勢してくれんかなとか言っていていつも毎晩話をしていたのを今でも覚えているんですけど、そんなに何かあそこに行くと叔父がおるような感じがして。それで私、火葬場には物すごく思い入れが

あるというふうなことでして、その際に私葬儀の関係で大分市営の葬儀場、火葬場、それと豊後高田の火葬場にも行きました。大変すばらしいんですね。ぜひとも最後のところはこういうところでやりたいなちゅうように思ったんですけども、ぜひとも課長、そういうのを見学等されたことありますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。火葬場の更新に向けましては、直近で更新を既に終えた自治体の事例とかも参考にさせていただきながら、今そういった資料等も収集をしながら検討を進めてまいっておるところでございますので、引き続き検討していきたいというふうなところで思っているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） もう３０年以上経過した公共施設の更新また集約化は、由布市自身の公共施設方針に整合するというふうに思っております。建設が３０年経過した建物と、やはりそういうのにはいろいろな経費、老朽化の経費等がかかりますので、どうにか早くやっていただきたい。

また、火葬場につきましては行政が行う市民に対する最後の行政サービスなんですよ、これ。だから、やはり気持ちよく送ってあげたい。やっぱり炉が今悪い中でどのような焼け具合になるとかではなくて、そういう心配ではなくて安心して焼けるような、焼けるちゅうと大変失礼になりますけれども、遺骨にしてくれるという、そういうふうな中で最後の行政サービス、それをどのように考えられているのか、環境課長また市長、お答えください。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えします。

先ほど課長が申し上げたとおり、もう耐用年数が来て修繕、先ほど議員御指摘のとおり一時火葬ができなかった。その時は炉をすぐにやり替えたという経緯がございます。議員御指摘のとおり、立派な火葬場にあるにはこしたことはないんですけども、いろんな条件、体制面も含めて総合的に判断して、もう耐用年数が来てますので全体的な計画と照らし合わせながら更新を検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） 望岳苑が、たしか３炉あるんですかね。課長、あそこは３炉ですかね、炉は。望岳苑は。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。両火葬場とも２炉ずつございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） 僕は３炉あって、たしか１炉使われないというふうに聞いたんですけども、２炉ずつでしたか。すみません、私も湯布院には行っていないので分かりませんが。そういう炉がやっぱりある中で、今後集約等の検討も早めに、小学校も中学校とくっつけるというふうな、合併をさせるような今検討もされています。やはり、これも長期計画でやらなければ、予算もありますので、ぜひともこれ前向きに進めていただきたいと思います。課長、最後一言どうぞ。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。先ほども申しましたように、いろんな昨今の需要等も考えて、望まれる火葬場になるように更新の仕方について今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 鷺野議員。

○議員（１１番 鷺野 弘一君） どうぞよろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、１１番、鷺野弘一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時休憩いたします。再開は１３時ちょうどいたします。

午前11時57分休憩

.....

午後 1 時00分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、５番、高田龍也議員の質問を許します。高田龍也議員。

○議員（５番 高田 龍也君） 議長の許可を頂きまして、５番、日本保守党所属、地方議員の高田龍也、通告にのっとりまして一般質問を始めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、さきに日出生台演習場において志半ばで倒れられた自衛官の御冥福をお祈りいたします。

また、さきの国会において、立憲民主党古賀千景氏より、「自衛隊に行く子どもたちは、経済的に厳しい子どもたちが行く。豊かな子どもたちは自衛隊とかならない」などと発言されました。これは、自衛隊を志望する若者や現職の自衛官や退官者、その御家族に対する重大な偏見であり、具体的な統計も示さず、職業選択の動機を経済的困窮に一方的に結びつけ、おとしめる、差別的かつ屈辱的な内容と言わざる得ません。自衛隊は、国家と国民の生命・財産を守るため、日々、

厳しい訓練と任務に従事しており、その中には、高い使命感や専門性を持って職務に当たっている方々が数多くいます。古賀千景氏の発言は、こうした自衛官一人一人の誇りと尊厳を傷つけるものであり、国会議員として決して許されるものではありません。不適切な発言として片づけるのではなく、古賀千景氏と立憲民主党が自衛隊と安全保障に対する認識を根本から見直す契機としていただきたいと強く要望いたします。

また、「豊かな子どもたちは自衛隊とかならん。何言うのこの人は。ばかにするのもいいかげんにせえ」とか、「この人は学校の先生っていうたな。こげんこと言う人はあっちゃあられんで」などのお言葉を頂きましたので、この場において強く要望しておきたいと思います。今言ったのは大分弁ですが、これは私の近くの由布市民の皆さんから、今回のこの発言について、日頃からお世話になっている自衛官の皆さんとか、特に大分・熊本地震のときに被災した皆さんが、自衛隊の方々がいたことによってどれだけ心強く復旧に臨むことができたのかという言葉を頂きましたので、この場をお借りいたしまして、要望として強く言わせていただきます。

それでは、通告にのっとり一般質問を始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は大きく2つです。

由布市の環境について。

①由布市湯布院町中川で発覚した土砂等の投棄について伺います。

1、発覚時から現在に至る経過及び投棄物（内容と量）を伺います。

2、投棄物の発生源及び搬出元請業者を伺います。

3、関係法令手続に基づいた書類等の確認がされているのか伺います。

4、飲料水等の影響があるのか伺います。これは、水道課の方もおればと思ったんですけど、今いらっしゃらないのでどうなのかなと思いますが、後ほど聞くかもしれません。

大きく2です。由布市の防災について。

1、避難所収容人数などの周知をどのように行っているのか伺います。

2、避難所の避難経路の周知はされているのか伺います。

以上2点です。よろしくお願いいたします。再質問はこの場にて行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、5番、高田龍也議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、由布市の防災についてお答えをいたします。

まず、避難所の収容人数などの周知についてですが、市内の指定避難所及び収容人数等を全戸に配布しました由布市防災マップ令和6年度版で全戸配布しております。この中に記載を

されております。また、由布市ホームページにおいても、常時、避難所の一覧と収容人数等を掲載して周知を行っているところです。

次に、避難経路の周知はされているのかについてですけれども、昨年度は30回ほど開催いたしております地区の防災講話で防災マップの見方などを紹介し、事前に避難所や避難経路に危険な場所がないかなどの確認をしていただくようお願いをし、周知をしているところです。

以上で私からの答弁を終わります。他の質問は担当課長より答弁をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。私からは、由布市湯布院町中川で発覚した土砂等の投棄についての御質問にお答えをいたします。

御質問の場所は湯布院町中川1384番地1でございまして、面積は12万8,246平米、由布市有地の原野で、地元地区の入会地でございます。

令和8年3月13日に、この場所に土砂等が搬入されていることを湯布院地域整備課のほうから確認をいたしまして、警察に通報、同日、作業の中止を指示したところです。関係課もそのときに現場のほうに確認を行っております。

搬入された土砂等につきましては、現在、湯布院地域で行われているホテル開発の現場から出たものであり、搬入された箇所の面積、いわゆる土を置いたところの面積は約900平方メートル、現地の作業道の下のり面、約二、三メートルを埋め上げた形状となっております。

その後、市有地を管理する財政課財産管理係がホテル建設の工事元請負会社より事情聴取し、この工事現場から仮置きを目的に搬出された土砂等であることが確認できたことから、4月1日にその工事元請負会社に対して関係地元住民等へ十分な説明を行い、早急に搬出する、いわゆる土を出すということを申し伝えました。

工事元請負会社につきましては、4月12日と4月19日に地元説明を行いまして、土砂等の搬出作業は4月22日から開始をされ、5月26日に終了しております。

搬出作業の開始時と終了時には、現地にて市の財政課、環境課、地元の入会権者の組合員の代表者、大分南警察署、大分県中部保健所が立ち会っております。

搬出時は、建設系の廃棄物マニフェストを作成しておりますので、その中で土砂の量が判明しております。搬出した土の量は1,752立米、混入していたコンクリートガラ等は151立米でございます。

搬出後に表れた現地の土壌が元の山の地質と同じであったことから、市としましては、これ以上の搬入土が見受けられないと判断いたしまして、搬出作業の終了を申し伝えました。終了後には、市と保健所、地元へ、関係図面や写真、関係書類等を提出させております。現在は、提出した書類を確認している状況でございます。

今後は、地元説明会等で工事元請会社等と地元等が約束をした水質検査等を引き続き行っていく予定としております。

なお、今回の土砂等の搬入については、今後の調査等に影響があることから、この場での工事元請会社の会社の名は現時点では控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） ありがとうございます。それでは、順番にのっとって聞いていきましょう。よろしくお願いいたします。

それでは、この土砂投棄についてなんですが、これは、もう事前に市の土地だということですので、事前に許可が得てこの土砂を置いていた、仮置きをされていたということでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。お答えいたします。

市のほうには、事前の協議や承認、許可、許可ではないんですけども、あそこに運び入れることについての協議、承認等は全くございませんでした。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） それはあれなんですね、一般的には不法投棄というのかなと思ったんですけど、知らなくて法的手続がされていないものに対して、それは置いていただけなのでいいですよという市の考え方なんでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） お答えいたします。

今回の場所につきましては、私どもの由布市の所有地でもありますし、地元の方々の入会地区の方々の場所でもございます。いわゆるあそこで何かをする際に、私どもとしては、お互いに承認をし合いながら、情報を交換しながら、何ができるかできないかということ判断させていただくんですが、今回につきましては、まず、事業者のほうに仮置きをする予定であったということ、それと、承認を市としての事前協議や承認は受けておりませんけれども、地元にお住まいの方がいらっしやいまして、その方が、その関係者の方なんでしょうけど、その方が元請会社、下請会社のほうにあそこに仮置きしていいというふうな口頭での協議があったというふうな、お互いにちょっと事実が食い違うところがあるんですけども、そういうことをこちらでも調査しておりますので、不法投棄という状況には今のところなっていない状況でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） ありがとうございます。そうしたら、これ、土木の関係でちょっと私詳しいものですからお聞きしますが、土砂等を今回は仮置きという形になっております。土

砂を埋め土として持って行って盛土として使いますよというときには、その盛土の土地の所有者の責任においてしないといけなくなります。ですが、仮置きの場合には、発生元の元請業者が責任を持つようになっておりますので、そうなった場合には、都市景観課長が来ておりますが、これは業者名はなかなか言えないんでしょうけれども、ホテルの建築で出てきているということですが、これはまちづくり審議会にてそのような仮置きをすとかいうことは審査対象になっているのか、それともなっていないのであれば、今後こういうことが起きるであろうと思いますので、意識の確認の違いであるということなので、もしかしたら今後起きる可能性もありますので、都市景観としてこれはどのような対策をするのが望ましいか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（佐藤 孝昭君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（松本 知行君） 都市景観推進課長です。お答えします。

令和6年のまちづくり審議会において、この案件は3回にわたり審議されたと確認しております。その中では、残土の処理とか、そういった部分の審議はされていない状況でございました。

今後についてなんですけれども、もうこれは完全に先ほど議員もおっしゃった盛土のほうの法律で、業者側が市有地の同意を得て本来ならば盛土の許可を取るべきところなんですけれども、この完全な法律違反だと認識しておりますので、ここの部分については、まちづくり条例の中にも法令遵守という部分もございますので、そこら辺はもう業者のコンプライアンスを高める、そういった部分かと思っております。

うちの課としてできることは、まちづくりの事前協議の後の各課協議等で、そういった法令遵守を必ず守ってくださいねと、当たり前のことなんですけれども、守ってくださいねと強く事業者の説明しようと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ありがとうございます。今言われたように、令和6年からという話だと思います。盛土規制法に対しての法律改正がありましたのが令和5年です。であれば、もう1年も過ぎた後のこういうような事例が起きている。ましてや、仮置きであるのであれば、元請業者の責任の下でしっかりしないといけないということであれば、盛土規制のところの対象にならないんだとしても、仮置きであれば、この元請業者の責任は物すごい大きいものです。今、課長が言われたように、違法性があると言われましたので、これは市有地です。市有地であるのであれば、なぜ由布市民にこういうことが起きていますという告知をしないのか、その点をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。お答えをいたします。

現状、先ほど申し上げましたように、置いてもいいと言った関係者の方、そして実際それを聞いて置いた事業者の方々の意見が、言い分がちっと違っておりますので、現在、今は調査中ということで皆様方への御報告がちっとなっていないという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） そうであれば、市がしっかりと中に入って、中立的な立場でしっかりとお話を聞いていただきたいと思います。

それと、もう一つ重要な点が抜けていました。申し訳ございません。今、皆さん、議場の皆さんと、あと中継を見ている皆さんが土ならいいんじゃないのかなと思う、土砂ならというところがあるかもしれませんが、今回、これは混在土ですよ。特定副産物が土砂の中に入っていたと思いますが、すいません、建設業の中でいう特定副産物とは何かをお知らせ願えますか。建設課長に聞いたほうがいい。それとも財政課長がいいですか。環境課か、都市景観ですか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 財政課長です。特定副産物というものがちっと具体的にどれを示すか、申し訳ありませんが、私のほう建設関係詳しくありませんので申し上げられません。ただ、今回は本当にガラが入っていることは事実、立ち会った者が確認をしながらしておりますし、マニフェストの中でもそれがきちっと数値的に現れているという状況でございます。

ただ、仮置きでございますので、今のところ、仮置き時にマニフェストが必要かというところ、ちよっとそこが非常に微妙なところでありまして、これは保健所の判断なんです。保健所の判断では、仮置き時にはマニフェストではなく届出が必要であるという、そこへ副産物がたとえあったとしても可能であるというふうに我々は理解しております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） すいません、特定副産物といいますと、建設会社、建設現場で解体時にコンクリートガラ、アスファルトガラ、コンクリート、鉄筋と木材、建設木材等のことを指定します。今、仮置きという話が出てきているんですが、皆さんのイメージの中で、土砂と建設資材、特定副産物を別々に置いていたのかなというようなイメージを持つとよくないので、これは現状としてはっきりしておきます。土の中に混ざっていました。私、現地で確認していますので、コンクリートガラ、タイルガラ、あとはアスファルトガラ、鉄骨ガラ、水道管ガラ、あと木材等が混在した土でした。これを本来であれば別々にしておけば、先ほど言われたように、保健所の言うような仮置きで全然問題ないと思います。出したときにマニフェストを出せばいい。発生場所から置いて、処理場に持っていく。でも、これ、混在土ってなりますと、これ、汚染土の基準に当てはまると思うんですが、汚染土の基準について、都市景観、環境課長のほうが詳しいのかな。それとも建設課の課長のほうが詳しいんですかね。混在土はたしか汚染土になって処

分の仕方が変わってくると思います。仮置きの方方も違ってくると思うんですが、その点をお知らせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） お答えいたします。

現在、この案件につきましては、先ほども、保健所のほうに立ち会っていただくという形にしておりまして、保健所からその内容について実際に見ていただいて、そして、マニフェストが出た後にはどういう混在状況だったかという確認、写真、全て保健所のほうが確認をして、今回は仮置きはこの手続における行政の方法でよいというふうに判断をしたところでございますので、その度合い、混在土の度合い、そういうものも一応保健所のほうで確認をしていただいて行政の指導をしていただいたというところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） なら、土砂が１，７５２立米で、コンクリートガラが１５１立米だったというふうな報告を受けておりますが、コンクリートガラはマニフェスト出すときにトンで言うんです。トンで言ったときに３５４．８５トン、これ、係数がありますので、立米に対して２．３５トンの係数を掛けた場合にはトンの質量が出ますので、これはコンクリートガラが無筋か有筋かによってまた変わってきます。たしか私が見ている部分は有筋でしたので、もうちょっとこの係数は増えるはずなので、それを考えたときには、土砂の中に３５４．８５トンも普通は入れ込まないんです。

建設課長、お尋ねします。由布市の公共工事を行われている由布市の業者さんでこのような実例を聞いたことはありますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。由布市の業者において、そういう事例は聞いたことはありません。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） ありがとうございます。私も土建業をやっていたので、由布市の業者でこのようなことをする人は見たこともありませんし、そのようなことをするような心構えの矜持を持たずに公共工事であったり仕事をしている方々は目にかけたことはありません。でも、考えたときに、保健所が言っているのもうなんでしょうけれども、保健所さんはこの３５４トン、約３５５トンのコンクリートガラが入っているような土砂を混在土とも言わないようになったときは少し腑に落ちないんです。であれば、由布市としては、これは、由布市の判断としては保健所が言っているのでもいいですよということなのかもしれませんが、由布市の業者さんでこういうことはまずないということは建設課が言われていますので、由布市としてはこれを混在

土として見ないということはおかしいんじゃないのかなと思うんですけど、いま一度、その点をお知らせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） お答えをいたします。

現時点では、保健所も南署も含めた調査を行わせていただいている最中ですので、また、混在土という定義につきまして、いま一度、保健所のほう等には確認をしてみたいと思います。

私どものほうとしては、その基準を保健所のほうにお聞きしますけれども、その基準ではなく、もう我々としては今は事業者もしくはその事業をしていいと言った、搬出していいと言った方との協議となってこようかと思しますので、直接の行政の処分というのは保健所に任せるといふ状況になろうかと思します。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 財政課長、いろいろ言って申し訳ないですが、ぜひ、ここは今から質問する中にも入ってきますが、飲料水のもとにもなっていますので、そういうことは二度とないようにしないといけないと思います。

ちょっとこれでお聞き、こういうところも踏まえた上でちょっとお聞きしたいんですが、各振興局長、各町で、まさかと思うんですけども、こういう不法投棄ではないんですけど、投棄の問題があったりとか、あと、無断で市の土地を利用しているとか、借用しているとか、そういうような問題とかは何も起こっていませんか。大丈夫ですか。ちょっと急に振って悪いんですが、各振興局長、お聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長兼地域振興課長（井原 和裕君） 挾間振興局長です。お答えします。

盛土、それから不法投棄の件につきましては、ここ数年、全くないということはありません。やはり盛土があったり不法投棄があるということは、情報が入り次第、こちらの職員もまず現場に行ってどういう状況か、それから、不法投棄等であれば環境課、盛土等であれば都市景観推進課や建設課、関係課に情報共有しながら対策を進めている状況です。

いつ何件、どこで何があったかというところまではちょっと今把握はできておりませんが、状況はあるというところで、対処は速やかに行うように心がけてはおります。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 雄三君） 庄内振興局長です。今、現段階では、今現時点で不法投棄等、そういう情報というのは私自身は確認は取れておりません。ただ、そういうものが市民の方等からお知らせがあれば、今、挾間振興局長が言われたように、関係課と一緒になっ

て対処をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。挟間、湯布院に同じく、ちょっと付け加えて、今回、湯布院の地域整備課がパトロール中に発見したというようなことで、今後もいろいろな状況が考えられますので、そういったところでパトロール等を実施して、分かり次第、関係課と情報を共有して対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5 番 高田 龍也君） これからもよろしく願いいたします。一応、湯布院振興局長、訂正しておきますが、パトロールではなくて市民の通報によって発覚しておりますので、その点はお間違いなきようお願いいたします。

今度は飲料水についてなんですが、現状では大丈夫なんですか。どのような調査をしたのか、誰が責任を持って調査をして、現状はどのようにあるということも一応お聞かせください。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） お答えいたします。

水質検査のほうを今2回ほど既に行っております。1回目につきましては、一時仮置きをしている状況の中での水質検査、その後に、搬出した後にまた同じ箇所で行わせていただいております。どういう方法かといいますと、仮置いている場所の上流と下流の部分の水質を確認をして変化がないかと、一番影響度が大きい表流水についての確認をさせていただいております。

ただ、飲料水につきましては、これは地下水でございます。地元には、幾つか井戸があるというふうには伺っております。その辺の井戸の影響というのは、今、表流水だけの水質検査しかしておりませんので、今後また何回か水質検査をする予定でございます。地元のほうと協議をさせていただく中で、井戸水自体をすべきかどうかという確認をもう一度させていただきたいというふうに思っています。今のところは、一番影響のある表流水の部分には特に変化がなかった、影響がなかったという確認はさせていただいているところでございます。同じ書類については、地元のほうにも保健所のほうにもお渡ししているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5 番 高田 龍也君） なら、これは行政が水質調査をしていただいたということでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） 今回の元請事業者のほうでございます。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） こういう事例がなかったら、こういうことしなくていいんですよ。私、３月議会で土葬についても聞きました。土葬とこれを一緒にまとめちゃいけないよって言われちゃあそうなのかもしれないんですが、そういう事例がなければこういうことしなくてもいいんじゃないのかなと思うところもありますので、飲み水、あともう一点、これ、あそこら辺を下流に行くと、下に下るとっていうとあれですね、町なかに行くと、湯布院の、農地が多数あります。水田があります。農作物、水田に関しては水を多用しますので、その点にもしっかり留意していただいて調査をするように、行政から業者のほうに一度言っていたきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 財政課長。

○財政課長（伊藤 学君） お答えいたします。

努力いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） もうすいません、財政課長と私のやり取りばかりになって申し訳ないんですが、ぜひぜひ各課を挙げてお願いしておきたいと思います。特に振興局長、それぞれ３町の皆さん、こういうことが二度と起きてほしくはありませんし、適切な処理をしていないということで市民が迷惑を被ります。その点をしっかりと一緒にまとめていけたらと思います。

環境課長、特に今後、さっき違法性があるという言い方をしましたので、不法投棄の疑いがある、このような事例が二度と起きないように、環境課がもうごみ処理、ポイ捨て条例等もありますので、これをポイ捨てって言ったら全然ポイ捨てじゃねえよっていう話になるんですけども、ポイ捨てよりもひどい話になりますので、環境課長として今後どのような対策ができるか、一言頂ければ助かります。

○議長（佐藤 孝昭君） 環境課長。

○環境課長心得（在津 典良君） 環境課長心得です。この場所に限らず、不法投棄が発生した場合は、環境課のほうに連絡が来るようになっております。その際、随時、職員のほうで現地を確認をしまして、職員で回収できるものは回収しますし、大型の物になった場合は事業者のほうにお願いをして回収をしております。また、頻繁に発生するような箇所につきましては、注意喚起の看板を立てるなりということで予防に今後とも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） 先月まで大分県がCMしていたんですかね、不法投棄は犯罪です、懲役５年、罰金が１億円以上やったんですかね、それだけ重大なことなんですよね。それはもう我々由布市としては、由布市の土地を汚す、後世につなぐための由布市がなくなってしまうとい

うことで、すごい罰金刑もありますし、刑期もあると思いますので、今後ともしっかりと対策をしていきたいと思いますし、今回のこの件に関しましては、しっかりと話が済むまでは私はこの一般質問等で話はしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

水道課長、すいません、今、財政課長が話をしてくれましたので、水道課長、来ていただきまして申し訳ないんですが、水道課として一言何かあればよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 水道課長。

○水道課長（工藤 拓史君） 水道課長です。まず、入場遅れまして大変申し訳ございませんでした。

今回の場所につきましては、由布市の水源保護区域ではない事案にはなりますけど、水源保護区域の審議の中で、廃棄物事業の事業箇所だけではなく、土捨て場、仮置場、それを踏まえて、そちらにもこれから目を向けて審議をしていただきたいというふうに水道課としては思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） それでは、都市景観推進課長にも一つお願いしておきます。まちづくり審議会のときには、今後は、土砂の搬出先であったりとか、特定副産物の処理場、仮置場等を示すように、今後は条例であったり運営の仕方をちょっと御配慮をお願いしたいんですが、いま一度、どうでしょうか。できますか。

○議長（佐藤 孝昭君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（松本 知行君） 都市景観推進課長です。お答えします。

先ほども言いましたように、条例の中にもう既に法令遵守するという部分もございますので、もちろん、着工前には業者が工程表等持ってきますので、そういった部分ではそういう指示は可能だと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 本着工する前には、県とかにはそういう書類を一式出しますので、それをコピーでもいいので添付していただければ話は早いのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回はこれ、湯布院の観光業の主となるホテルですかね、宿泊業者さんの建設の中での起きたことですので、しっかりと湯布院の観光をするのであれば、由布市を守るような業者であっていただきたいなと思いますので、その点を行政の皆様も一緒に注視しながらやっていけたらなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。これはまた続いていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、防災についてです。避難所と避難路についてなんですが、避難所なんですけれども、令

和6年のを私も見させていただきましたので、最近のやつも見たんですが、山あいの方が、場所を特定するとあんまりよくないのかなと思いますので、ちょっと言葉を選びながら言いますが、山あいの山頂付近の方々が下に下ることに――避難所は下、下流域にしかないよってなったときには、下に下ることによって災害に遭う可能性も高まるんじゃないかと思います。あんまり言いたくはないんですけども、何年か前の湯平の災害時に避難しますと避難していたときに災害に遭われたという事例もありますので、これ、現状の避難先、ケース・バイ・ケースで今後は対処すべきではないのかなと思いますが、その対処のしようという中で地元の方々の意見とかいうのは何か上がってきていますか、防災危機管理課長。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（工藤 秀紀君） 防災危機管理課長です。お答えいたします。

まず、避難所ということなんですけれども、まず避難所に行くだけが避難というふうには我々も考えておりません。まず難を避けるということで、まず危険な場所から避難していただくということになりますので、その避難する行為自体が危険なことになれば、当然、それをしていただかないほうがよろしいかと思っております。そのようなことを防災講話などを通じて、逆に危ない行為はしていただかないようにということで啓発をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） 防災講話となりますと、地域の皆さんを集めての話になると思いますので、その中でぜひ地域の皆さんからの意見を吸い上げて避難所の新たな設定等をしていただきたいと思いますが、いま一度、どうでしょうか、そういうような話合いの場を今後とも持ちながら、今、6月なので、だんだん災害が増えていく時期になります。自然災害が増える前にいま一度そういうような話合いができないか、それか、お知らせ、意見を吸い上げるような話ができないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（工藤 秀紀君） 防災危機管理課長です。お答えいたします。

まず、避難所の指定につきましては、「緊急避難場所の指定に関する手引き」という国のガイドラインのようなものがございます。いろんな災害等に分かれまして、こういう場所が適切ですよというガイドラインになるんですけども、そういうのでそういうのに適切であれば、地区の方々と相談しながら、もしそこが適切であればもちろん指定していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） ぜひお願いいたします。今度は全体的な話にはなるんですけども、避難路についてなんですけれども、現状、あれですかね、避難場所で多くの方々が避難する

場所ってなると、各町の中でいったら市役所であつたり学校の体育館等になっていると思いますが、私の認識はそれでいいんですかね。収容人数が多い避難所としては、指定場所としては小学校・中学校の体育館であつたり、行政、公民館なのか、その辺をちょっと教えていただけますか。収容人数等。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（工藤 秀紀君） お答えいたします。

今、指定緊急避難場所と指定避難場所というのがあるんですけれども、一応その中で、市が、市の職員が運営する避難場所というのを一応決めてあります。全てがちょっと運営ができておりませんので、その中で挟間地域では6か所、庄内地域では5か所、湯布院地域では3か所が職員が対応するような避難場所としております。すぐ運営する、小規模でもすぐ対応する施設が約2,000人ほど収容できるような体制です。中規模としては2,700人程度、一番最大で4,300人程度、これは自主避難所も含むところになりますけれども、そういった収容人数を取れる体制になっております。先ほど言われた小学校等というところになるんですけれども、そこでいきますと、学校の施設は、挟間地区で6か所、庄内地区で13か所、湯布院地区で4か所というふうになっておるんですけれども、あとは地区の公民館とかいうふうになっております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（5番 高田 龍也君） そうであれば、小学校・中学校等の場所を避難所にするのであれば、昼間だけじゃないんですよ、避難するときってというのは。夜間も多数あります。ましてや、車で行くほうが危ないときもあるんですよ。避難所に行くに当たって懐中電気をみんな持っているわけじゃない。持っているのは、由布市の方やったら大体家に1つはあるのかなとは思いますが、なかなか緊急時のときに懐中電気というのは探すというのも難しいかなと思いますので、できれば大きな避難場所、小学校、特に小学校・中学校等を避難所にしているのであれば、そこに行くまでの街灯の設置等が、避難路を明るく照らして、車で行けないようなとき、また、近くの川が氾濫しているのであれば行けないよねっていうことが、街灯があれば分かりやすいのかなと思うんですけれども、そういうような設置をしていくとかいうことは市のほうでは今考えられていませんか。避難するためにというところで。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（工藤 秀紀君） まず初めに、避難情報を出す段階といたしましては、高齢者等避難というのを出します。それはまず明るいうちから、もし情報が早い段階で分かれば、市のほうとしては明るいうちに出していきたいというふうに考えております。仮にちょっと逃げ遅れたりとかちょっと避難が遅れたということになれば、夜間等でしなければならぬと思ってお

ります。あと、避難をする際の持ち物というのも講話等でしっかりと啓発していきたいと思っておりますけれども、いざ出かける、避難する際に、そういった街灯とか明りがなくなかなか難しゅうございます。そして、避難する際にも、車ではなくて徒歩するのが通常の避難方法ということになると思います。

先ほど言われました街灯ということですが、当然、大規模の停電とかいうことの可能性はあります。そういうことで、県のほうの事業でそういった避難経路の目印のような感じで看板とか、そういった例えばソーラーつきの街灯とか、そういうものの設置をするような事業もございますので、そのような感じで設定をされております。そういうのは必要に応じて調査してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） ありがとうございます。言おうと思ったことを言ってくれたので、ありがとうございます。大分県でいいますと、防災・減災対策加速化支援事業という補助金がありますので、できれば、決して通学路に街灯をつけると、通学路ってなると、通学路の市のほうは認定していませんのでという話になりますので、中学校・小学校への避難するための道を示すための避難路の街灯をこの支援金を使って、平常時は学生さんが夜歩いて帰るのにいいよねという形にはなるかもしれませんが、主としては避難時にしっかり皆さんが安全に避難場所に行ける街灯を、県の補助もあります。これ、国の予算からの県になっていきますので、国のほうにも大きなたしか事業があったと思いますので、早めに県の事業があれば県の事業を使っただいて、太陽光電池のバッテリー式の街灯を小学校の通学路と思われるところ、それはやっぱり皆さんが避難路としてよく使う場所になると思いますので、そういうところを選定して早くやっていただきたいと思いますが、どうですか、いま一度、今年度中にこういうような事業化、難しいかもしれないんですが、大体いつぐらいにできるかな。難しいですね。ちょっと一言頂ければ。

○議長（佐藤 孝昭君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（工藤 秀紀君） 避難経路ということになりますので、避難経路、いろんな場所、行き方とかいうこともあろうかと思います。先ほど言われた通学路と重ねられるところもあろうかと思いますが、この事業は避難路ということになりますので、その定義がなかなか通学路と結びつけるのも難しい、あと経路もいろんな経路がありますので、そういった目印的な感じであるのはいいのかなと思いますけれども、あとはこの事業をする時期ということですが、これが市の予算ももう必要な形にはなろうかと思いますが、その辺は財政状況と照らし合わせながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 高田議員。

○議員（５番 高田 龍也君） どうぞよろしくお願いします。たまたま通学路と重なるところが

多くなるとありがたいなとは思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

大体、質問を準備していた分はここで終わりたいと思いますので、先ほどの不法投棄を疑われるような土砂の産廃の仮置きか、仮置き等が今後二度とないように、しっかりと行政と議会でパトロールができたらいいなと思いますし、常日頃回っているときにそういう物を見かけたら、環境課であったり近くの振興局のほうにお声かけができるような体制もしっかりつくっていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6月議会の高田龍也の一般質問、これにて終わりたいと思います。どうぞありがとうございました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、5番、高田龍也議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本議会は、明日6月19日の午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時44分散会
